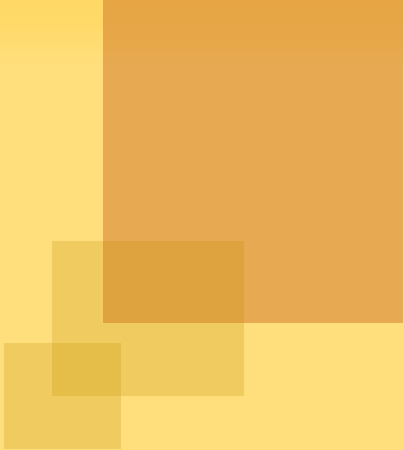




経営力向上計画の 有効活用について

コンサルティング・ビジネス研究会

経営力向上計画の3大メリット

法人税 削減

機械設備について、即時償却または取得価格の10%の税額控除※を利用できます。例えば3,000万円の設備投資をする場合、3,000万円全額を償却費に計上するか、10%に当たる300万円の法人税削減を選択できます。

※当期の法人税の20%を上限 資本金が3,000万円超1億円以下の法人は7%の税額控除

※E類型の「建物及びその附属設備」では、特別償却(最大25%)か税額控除(最大2%)を選択可能

金融 支援

日本政策金融公庫の低金利融資、信用保証協会の債務保証など資金調達に関する支援制度を利用することができます。

補助金 との併用

ものづくり補助金や東京都の助成金等を受給すると、利益や法人税等が増えます。本制度の活用で法人税の削減が図れます。
また、先端設備等導入計画による固定資産税の減免との併用も可能です。

貴社の「営業活動」でのメリット

付加価値(バリュー) 向上

税制優遇の制度を知らない事業者は多いです。
設備取得に伴い法人税等を削減できる効果があるため、
顧客の資金繰り改善にも貢献できます。

脱・価格競争

法人税等削減により顧客の手元キャッシュが増えます。
効果を訴求することで、過度な価格競争を回避できます。

追加の提案・受注

顧客の設備投資の全体像を把握できる機会になるため、
追加の提案や製品受注に繋げる事で案件単価が高まります。

経営力向上計画の概要

経営力向上計画の全ての類型で共通となる要件は以下の通りです。

- ① 経済産業省が定める中小企業者の要件を満たすこと
※直近3事業年度の利益の平均額が15億円を超える法人は対象外
- ② 指定期間内に経営力向上計画を提出すること（詳細後述）
- ③ 計画書に示した事業で使用する設備等を取得する（下表参照）
- ④ 税額控除と償却ともに、上限額に達するまで決算2期に渡り
控除や償却の税制優遇を利用できます。
尚、税額控除額は、当該決算期の法人税等の20%までが上限です。

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・<u>生産等設備</u>を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備等 (E類型)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） <u>建物及びその附属設備（合計1,000万円以上）</u> （生産性向上に資する設備の導入に伴って新増設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	・<u>国内への投資</u>であること ・<u>中古資産・貸付資産でないこと</u>等

経営力向上計画 A類型（生産性向上設備）

申請要件

- ① 一定期間内に販売された設備が対象です。（最新の設備である必要はない）
- ② 生産性等が旧モデルに比べ、平均 1 %以上向上する設備が対象です。
- ③ 上記①②を満たし、工業会等からの「証明書」を発行できる設備が対象です。
※工業会等からの「証明書」とは
一定の要件を満たす設備の場合、工業会から「証明書」が発行されます。
「証明書」の発行可否や発行依頼は、メーカーへ直接お問い合わせください。

▶A類型の特徴

- 1) B類型に比べて手続きが簡略化されているため、
設備 1 台の小規模な設備投資でも、手軽に活用できます。
- 2) 工業会等の「証明書」は、発行までに数日～ 1 ヶ月以上かかることもあるため、
設備メーカーへ事前に確認することをお勧めします。
- 3) 工業会等の「証明書」を取得できない設備の場合でも、
後述するB類型が活用できます。

経営力向上計画 A類型（生産性向上設備）

対象となる設備

複合機やサーバー、ソフト、券売機の他に、
3Dフリーザーやスチームコンベクションオーブン
なども対象になります。
B類型よりも比較的申請が容易なため、
小規模な設備導入でも利用することができます。

A類型の認定事例

導入顧客：食料品製造する事業者

導入設備：①食品を自動で成形できる機械装置

導入成果：本設備を導入することで、手作業で対応してきた、
計量・成形作業の自動化が実現しました。
生産性向上と同時に、人手不足問題の解決につながりました。



経営力向上計画 B類型（収益力強化設備）

申請要件

設備を導入することで、**年平均の投資利益率***が**7%以上**となることが見込める事業計画が対象です。

*年平均の投資利益率は以下の計算式で算定します。

$$\frac{\text{「営業利益＋減価償却費」の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

▶B類型の特徴

- 1) 工場のライン構築など、大規模な設備投資にも活用できます。
- 2) 減価償却の対象資産であれば、機械装置を設置するための電気やダクトの工事等も加えることが可能です。
- 3) 設備取得の翌年度から3～5年間、計画の実施状況を経産局に報告する義務があります。

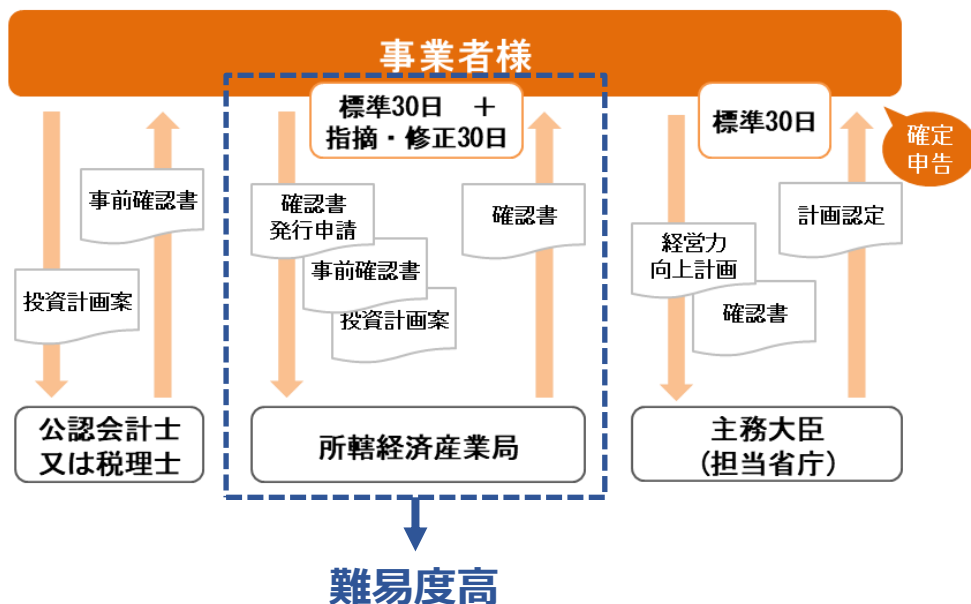
経営力向上計画 B類型（収益力強化設備）

B類型に関する注意点

B類型の申請では、経営力向上計画の申請前に、経済産業局から「確認書」の認定を得る必要があります。「確認書」の認定では、「投資利益率が年平均7%以上増加」する根拠を、売上・コスト・生産性等の各要素に分けて、それぞれ定量的に示すことが求められます。また、提出書類の種類も多くなります。

A類型の申請と比べて難易度が高いため、十分な検討期間が必要です。（根拠資料例は次ページ参照）

<認定までの流れ>



<提出書類>

	A類型	B類型
確認書の申請		・申請書 ・設備投資の内容 ・基準への適合状況 ・基準への適合状況の別紙 (売上・コスト等の根拠資料) ・登記簿謄本の写し ・貸借対照表/損益計算書 ・各種図面 ・設備投資計画の分かる資料 (取締役会議事録等) ・見積書 ・税理士による確認書 ・エントリーシート ・会社案内
経営力向上計画の申請	・申請書 ・工業会証明書	・申請書 ・確認書

経営力向上計画 B類型（収益力強化設備）

【確認書の提出書類(例)】

1. 投資計画(例) ※下表の数値は架空のもの

事業計画				
項目	本投資による効果の試算			前提条件
	1年目	2年目	3年目	
①売上	159,369,320	199,211,650	239,053,980	本投資による売上増加分(別紙「2.売上等の根拠」参照)
②売上原価	61,432,972	82,631,079	103,829,185	③+⑤+⑦+⑩
③その他原価 ※1	84,792,427	105,990,534	127,188,640	直近3期平均の対売上高比率を基に試算
④(対売上比率)	53.2%	53.2%	53.2%	③/①
⑤人件費	0	0	0	製造原価なし
⑥(対売上比率)	0.0%	0.0%	0.0%	⑤/①
⑦減価償却費	0	0	0	製造原価なし
⑧本投資による運送費減少分	-23,359,455	-23,359,455	-23,359,455	集約する拠点A、拠点B、拠点Cからの集荷運送費の減少分
⑨売上総利益	97,936,348	116,580,572	135,224,795	①-②
⑩(売上高総利益率)	61.5%	58.5%	56.6%	⑨/①
⑪販管費	147,974,798	135,823,729	126,323,678	③+⑤+⑦+⑩
⑫(売上高販管費率)	92.9%	68.2%	52.8%	⑪/①
⑬その他販管費 ※2	47,000,579	50,460,899	54,142,452	直近3期平均の対売上高比率を基に、本投資による償却資産税を加味して試算
⑭(対売上比率)	29.5%	25.3%	22.6%	⑬/①
⑮人件費	49,920,000	52,416,000	55,036,800	本投資に伴う新規雇用(正社員2名・パート20名、昇給が年率5%)
⑯(対売上比率)	31.3%	26.3%	23.0%	⑮/①
⑰減価償却費	176,765,643	158,658,254	142,855,849	本投資による減価償却費
⑱本投資による減少分	-125,711,424	-125,711,424	-125,711,424	集約する拠点A、拠点B、拠点Cの家賃減少分
⑲富余利益 ※5	-50,038,450	-19,243,158	8,901,117	⑩-⑬
⑳営業CF	126,727,193	139,415,097	151,756,967	⑨+⑮+⑰
投資効果の判定				
㉑3期平均CF	139,299,752			⑲営業CF 1～3年目の平均
㉒投資額	1,961,150,000			本計画の投資額
㉓投資利益率	7.1%			㉑/㉒

投資利益率7.1% ≥ 7%

2. 投資計画における売上増/コスト減の根拠 ※下表の数値は架空のもの (左記の事業計画を実現できる根拠を記載)

(1) 今回の投資による売上増加分					
2024年8月期(直近期)の売上高					
2,276,704,576					
■直近期のX社向け売上高			■本投資による売上増加		
事業	売上高	うちX社向けの売上高	1年目	2年目	3年目
倉庫業(流通加工含む)	910,681,830	728,545,464	72,854,546	91,068,183	109,281,820
利用運送	1,320,488,654	865,147,739	86,514,774	108,143,467	129,772,161
車両販売	45,534,092	0	0	0	0
合計	2,276,704,576	1,593,693,203	159,369,320	199,211,650	239,053,980
(2) 本投資による販売管理費/売上原価の減少					
拠点A、拠点B、拠点Cの3拠点を拠点D(自社保有)に集約するため、3拠点の家賃が不要となる。⇒①					
拠点A、拠点B、拠点Cの3拠点を拠点Dに集約するため、3拠点からの集荷料金が不要となる。⇒②					
①集約による家賃の減少(販管費の減少)					
集約対象	面積(坪)	坪単価(円/月)	現在の家賃/月	現在の家賃/年	
拠点A	2223.00	3000	6,669,000		
拠点B(倉庫)	500.00	3900	1,950,000		
拠点B(事務所)	20.00	3900	78,000		
拠点C(倉庫)	420.00	4000	1,680,000		
拠点C(事務所)	15.96	6200	98,952		
合計			10,475,952	125,711,424	
②集約に伴う運送費の減少(売上原価の減少)					
倉庫名	輸送費/年	集荷の割合	集荷分輸送費/年		
拠点A	59,218,767	29.0%	17,173,442		
拠点B	5,000,824	29.0%	1,450,239		
拠点C	16,330,253	29.0%	4,735,773		
合計	80,549,844		23,359,455		

経営力向上計画 B類型（収益力強化設備）

対象となる設備

機械装置の他、器具備品や工具、建物付属設備等に該当する設備が対象になります。壁・床・天井等の基礎工事以外は該当するため、内装工事や工場ラインの構築などA類型でカバーできない設備投資に使うことができます。

B類型の認定事例

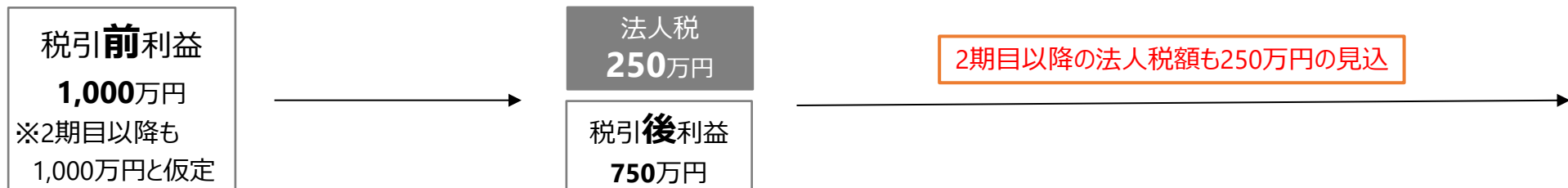
導入顧客：アスベスト除去工事の事業者

導入設備：①アスベスト含有の分析・測定に必要な機械装置
②上記機械を設置するための建物の内装工事

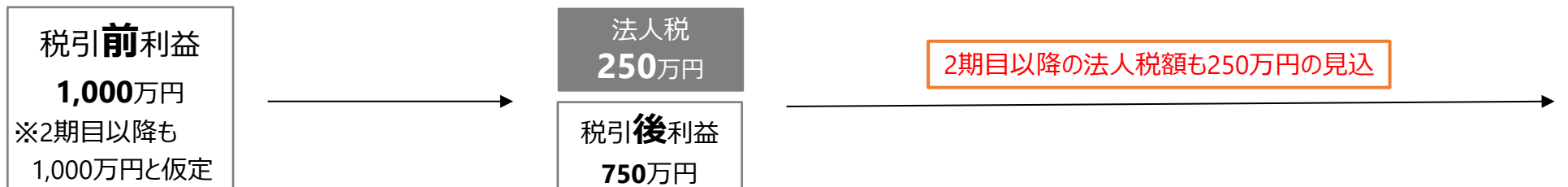
導入成果：本設備を導入することで、専門検査機関に外注していたアスベスト含有の事前検査を内製化することが可能になりました。
約1億円の設備投資でしたが、計画実施後はアスベスト検査から除去工事までをワンストップで提供できるようになりました。



100%即時償却



10%税額控除



100%即時償却

補助金あり



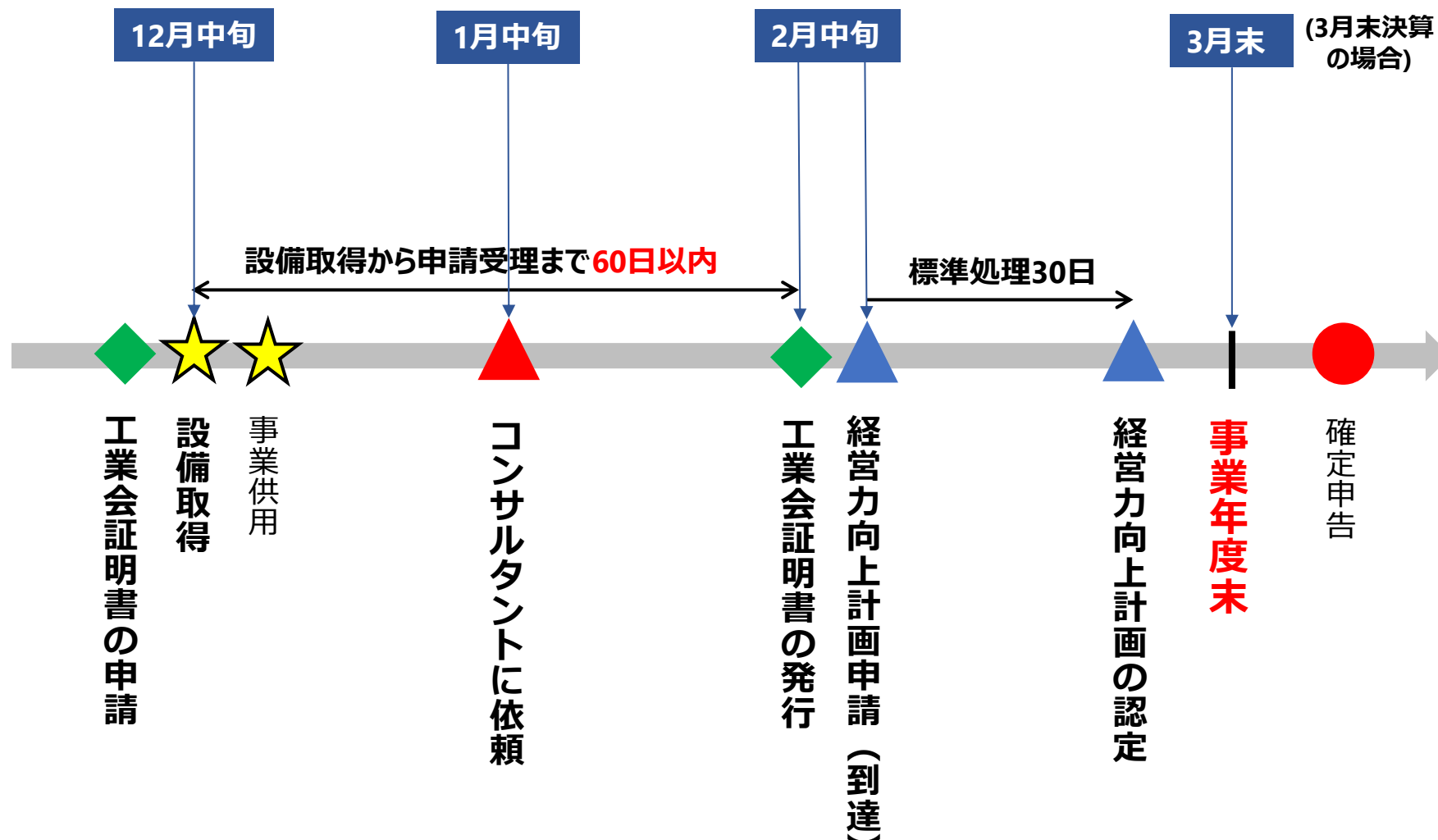
10%税額控除

補助金あり



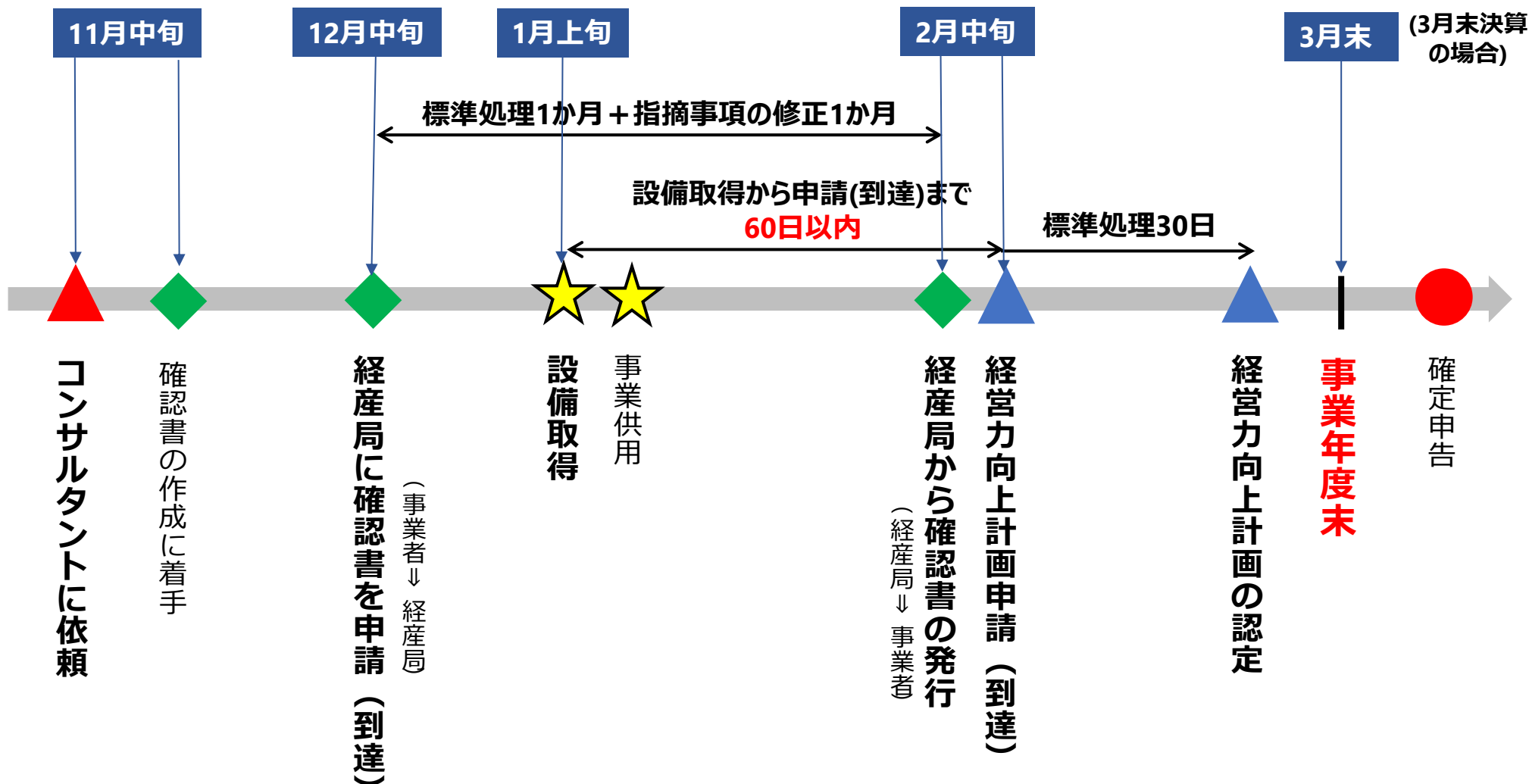
A類型の申請スケジュール

決算日の2か月以上前までにご依頼いただくようお願いします。



B類型の申請スケジュール

以下は特例のスケジュールです。確認書は必ず設備取得前に申請してください。
決算日の4か月以上前までにご依頼いただくようお願いします。



お客様にご用意いただく資料および報酬(案)

提出書類	用途・必要な時期	対応者
設備等の見積書	申請書類の作成に使用	当社の営業担当
【A類型】工業会証明書	経営力向上計画の申請時に提出	当社の営業担当
【B類型】事前確認書	「確認書」の申請時に提出	公認会計士または税理士 に作成依頼
【B類型】登記簿謄本の写し	「確認書」の申請時に提出	お客様
【B類型】建物図面、レイアウト図面等 (設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料)		
【B類型】本申請書の根拠となる資料 (社内で決裁された投資計画・稟議書等)		
【B類型】 貸借対照表・損益計算書等(直近1年分)		

<報酬(案)>

基本料金 (着手金)	A類型： 経営力向上計画(10万) B類型： 経営力向上計画(10万) + 確認書(10万) = 20万円
成果報酬	設備投資の規模に応じて、個別に見積もりいたします
※オプション 先端設備等導入計画	上記と併用で、固定資産税が優遇される先端設備等導入計画を申請する場合は 設備投資の規模に応じて、個別に見積もりいたします

経営力向上計画と併用できる制度の紹介（先端設備等導入計画）

先端設備等導入計画 策定の手引き （令和7年度税制改正後）

令和7年4月版



※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

目次

1. 先端設備等導入計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・・P.1
- (3) 制度活用の流れ・・・P.2
- (4) 中小企業者の範囲・・・P.3
- (5) 記載内容・・・P.4

2. 税制支援

- (1) 税制支援の概要・・・P.5
- (2) 適用手続き・・・P.6
- (3) 所有権移転外リースの場合・・・P.11
- (4) 設備の取得時期・・・P.12

3. 金融支援

- (1) 金融支援の概要・・・P.13
- (2) 適用手続き・・・P.13

4. 手続き方法

- (1) 先端設備等導入計画の策定・・・P.14
- (2) 先端設備等導入計画の申請・・・P.17
- (3) 変更申請・・・P.18

5. ホームページ

問い合わせ先・・・P.19

【対象企業】

✓ **資本金1億円以下の法人**

✓ **従業員1,000名以下**の個人事業主等

※大企業（資本金1億円超）の子会社等を除く

【適用期間】

✓ **2027年3月31日**までの取得

優遇措置

新規取得設備の固定資産税
3年～5年間：4分の1～2分の1

【適用要件】

1. 先端設備等導入計画の申請・認定

2. 投資利益率が年平均5%以上が見込まれる**先端設備の導入**

* 年平均投資利益率 = (営業利益 + 減価償却費) の増加額 / 設備投資額

【対象設備】 * **ソフトウェアは対象外**

設備の種類	最低価額
機械装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備	60万円以上



【必要書類】

1. 「先端設備等導入計画」の「**事前確認書**」を認定支援機関から取得

2. 「先端設備等導入計画」を申請し、市区町村から「**計画認定書**」を取得

申請支援

先端設備導入計画との並行利用

3大メリット

1

固定資産税が
5年間最大
1/4に軽減

賃上げ方針を従業員に表明する場合は、固定資産税が**最大5年間、1/4に軽減**されるなど、高額な設備を購入する際、大きなメリットを受けることができます。

2

補助金
との併用可能

設備投資を伴う「ものづくり補助金」など補助金・助成金や、法人税軽減のメリットを受けられる「経営力向上計画」との**併用も可能**です。

3

信用保証
の別枠

金融機関から借入をする際、信用保証協会の保証枠につき通常枠とは別枠が設定され、**借入が円滑**になります。

先端設備導入計画は、経営力向上計画と並行して申請することで、固定資産税が控除されます。
設備取得（検収等）より前の申請および認定が必須ですので設備納入までのスケジュールに留意する必要があります。

